



令和2年 第1回定例会：2月13日

# 鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

## 令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（14名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
○開 会（午前 9時30分）	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	5
採決	6
○特別委員会の報告	6
新施設建設特別委員長報告	6
質疑～採決	7
○議案第1号及び議案第2号の一括上程、提案説明	7
原 口 和 久 管理者	7
山 崎 勝 利 事務局長	9
○上程議案の質疑	11
○上程議案の討論～採決	11
○議案第3号及び議案第4号の一括上程、提案説明	12
原 口 和 久 管理者	12
山 崎 勝 利 事務局長	13
○上程議案の質疑	16
質疑 10番 高橋弘行 議員	16
答弁 山崎勝利 事務局長	17

質疑 11番 黒澤健一議員	17
答弁 山崎勝利事務局長	18
再質疑	18
再答弁	18
○上程議案の討論～採決	19
休憩（午前10時17分）	19
<hr/>	
再開（午前10時18分）	19
○上程議案の採決続行	19
休憩（午前10時19分）	20
<hr/>	
再開（午前10時20分）	20
○一般質問	20
5番 桜井卓議員	20
答弁 山崎勝利事務局長	22
答弁 原口和久管理者	23
再質問	23
再答弁 原口和久管理者	24
再答弁 山崎勝利事務局長	24
2番 川崎葉子議員	25
答弁 山崎勝利事務局長	25
再質問	26
再答弁	26
休憩（午前10時45分）	27
<hr/>	
再開（午前11時00分）	27
○一般質問続行	27
13番 阿部慎也議員	27

答弁 原 口 和 久 管理者	2 9
休 憩（午前 1 1 時 1 2 分）	3 1
<hr/>	
再 開（午前 1 1 時 1 5 分）	3 1
○一般質問続行	3 1
答弁 三 宮 幸 雄 副管理者	3 1
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	3 4
再質問	3 5
再答弁 原 口 和 久 管理者	3 6
9 番 江 川 直 一 議員	3 7
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	3 7
○特定事件の委員会付託	3 9
○閉 会（午前 1 1 時 4 4 分）	3 9
<hr/>	
○署名議員	4 0

鴻環資組告示第1号

令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、2月13日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和2年2月3日

鴻巣行田北本環境資源組合  
管理者 原 口 和 久

令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○議事日程

令和2年2月13日（木） 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 特別委員会の報告
- 第4 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（鴻巣行田北本環境資源組合職員に関する条例及び鴻巣行田北本環境資源組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例）  
議案第2号 専決処分の承認を求めるについて（鴻巣行田北本環境資源組合職員に関する条例の一部を改正する条例）
- 第5 議案第3号 令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第2回）  
議案第4号 令和2年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算
- 第6 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	桜井 卓 議員	1 新施設建設に要した費用について (1) 総額及び構成各市の負担額について (2) 市民への説明について 2 地元住民への説明について (1) 建設候補地の郷地・安養寺地区の住民に対しての説明について
2	川崎葉子 議員	1 令和2年度からの本組合のあり方について (1) 議員定数について (2) 経費負担について
3	阿部慎也 議員	1 新施設建設事業について検証する (1) 構成3市の枠組の重要性について ア 重要性の認識はどの程度のものであったか イ 3市の市民に白紙解消をどう納得してもらおうのか (2) 地質学の定義について（12月13日鴻巣市議会での発言） (3) 三宮副管理者は地質学をどの程度学んで

		こられたのか (4) 現予定地が線整備における受益地であることが判明したのに、何故再検討をしようとしなかったのか
4	江川直一 議員	1 事業計画白紙について (1) 白紙の具体的経緯と理由 (2) 再計画、これまでの広域の枠組、存続の道は、残されていないのか

第8 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（14名）

1 番	加藤英樹 議員	2 番	川崎葉子 議員
3 番	町田光 議員	4 番	小林修 議員
5 番	桜井卓 議員	6 番	湯沢美恵 議員
7 番	坂本晃 議員	8 番	田中克美 議員
9 番	江川直一 議員	10 番	高橋弘行 議員
11 番	黒澤健一 議員	12 番	工藤日出夫 議員
13 番	阿部慎也 議員	14 番	吉田豊彦 議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

原口和久	管理者
石井直彦	副管理者
三宮幸雄	副管理者
田口義久	会計管理者
飯塚孝夫	参与
吉田悦生	参与
新井信弘	参与

小 林 弘 樹 参 与  
加 藤 浩 参 与

---

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長 山 崎 勝 利  
計画建設課長 黒 澤 典 弘  
副 参 事 長 澤 和 弘  
副 参 事 肥 後 卓 豪  
主 幹 今 井 剛 史  
書 記 須 藤 翔

---



午前 9時 30分 開会

○工藤日出夫議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が14名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

---

△議事日程の報告

○工藤日出夫議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

△会議録署名議員の指名

○工藤日出夫議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

9番 江川直一 議員

11番 黒澤健一 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

△会期の決定

○工藤日出夫議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 11番 黒澤健一議員。

[黒澤健一議会運営委員長 登壇]

○黒澤健一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は、去る2月6日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程はお手元に配付いたしております、令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程の

とおりに決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同を賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます。報告といたします。以上であります。

○工藤日出夫議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者及びその他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

---

#### △特別委員会の報告

○工藤日出夫議長 次に、日程第3、新施設建設特別委員会の報告についてを議題といたします。

本件につきましては、委員長から報告したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

———特別委員長 11番 黒澤健一議員。

〔黒澤健一新施設建設特別委員長 登壇〕

○黒澤健一新施設建設特別委員長 議長の許可をいただきましたので、新施設建設特別委員会委員長報告を行います。

当委員会は、令和元年11月5日の組合議会臨時会において制定されました委員会条例に基づき、同臨時会にて議会に与えられている権限を行使するために、新ごみ処理施設建設事業実施と完成に至るまでの間、その事務一切を審議する、委員定数8名の特別委員会として、動議にご賛同いただき設置されました。

開催の回数は、正副委員長互選を行った時を除き、2回であります。

1 1月5日の臨時会直後に第1回の委員会を開催し、今後の進め方を含め、委員各位のご意向などを確認させていただきました。

第2回は12月17日でありました。新ごみ処理施設建設事業が白紙となったことで当委員会の審議目的がなくなり、審議が終了となった旨を報告させていただきました。

以上が当委員会の報告となります。新施設建設特別委員会委員長、黒澤健一。以上であります。

○工藤日出夫議長 以上をもって報告は終わりました。

次に、質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 討論がありませんので、委員長の報告についての採決をいたします。

お諮りいたします。本件は委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

---

△議案第1号及び議案第2号の一括上程、提案説明

○工藤日出夫議長 次に、日程第4、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

〔原口和久管理者 登壇〕

○原口和久管理者 おはようございます。本日ここに令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきま

すことに心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、専決処分による条例の一部改正と補正予算及び新年度予算となっておりますが、何とぞ慎重にご審議をいただきますようお願い申し上げます。

さて、平成26年4月の鴻巣行田北本環境資源組合の設立から、これまで本組合や構成3市においては、市民の皆さん、議会、学識経験者など多くの皆さんに組合事業の推進に向け、それぞれの立場でご参加をいただきながら進めてまいりました。

しかしながら、昨年5月の統一地方選挙において、行田市、北本市の両市長が交代となり、副管理者である行田市長からは、行田市小針での新たなごみ処理施設の建設との意見が出されました。

その後、正副管理者会議等において組合事業への協力を求めてまいりましたが、今後においても構成3市の方向性の一致が見込めないものと判断し、昨年12月12日の正副管理者会議において、誠に遺憾ではありますが、3市による新たなごみ処理施設の建設等について、基本合意を白紙とし、共同事務を解消することで合意に至りました。

これまで、約6年もの間、本事業の推進にご協力をいただきました議員各位並びに3市の市民の皆さんに感謝申し上げます。

現在、事務の解消に向けた組合格約の変更等に関する手続を構成市において進めておりますことをご報告いたします。今後も議員各位のご理解、ご協力を心から願うところでございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号について、順次ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号専決処分の承認を求めるについてでございます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたものですが、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものがあります。

鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例及び組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったもので、内容といたし

ましては、地方公務員法の改正に基づき、関係条例において所要の改正を行ったものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。

議案第2号専決処分の承認を求めるについてご説明申し上げます。

本案につきましても、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたものでありますが、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものであります。

鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったもので、内容といたしましては、人事院勧告に基づく国や県及び構成市の状況を踏まえ、本組合職員の勤勉手当の率及び給料月額の上上げ等を行ったものであります。

以上で、議案第1号及び議案第2号についての提案説明を終わらせていただきます。

○工藤日出夫議長 管理者の説明が終わりました。

次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、議案第1号専決処分の承認を求めるについて細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案書の1ページをお開きください。

本案は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例及び組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、地方公務員法の改正、施行期日が令和元年12月14日でございます。これを受け、先の11月議会において、関係条例である組合職員の給与に関する条例の一部改正について可決をいただいたところではありますが、法改正による整備が必要となる他の条文及び条例があることが確認されたことから、関係条例である2つの条例について、所要の改正を行ったものでございます。法律の施行期日が12月14日ということで、これよりも前に整備する必要があります。

すことから、昨年12月12日に専決処分を頂き、12月13日付で公布をしております。

改正の内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。第1条は、給与条例の一部改正でありまして、期末手当の規定である第16条の2において、また勤勉手当の規定である第16条の5において、「、若しくは失職し」の部分を削除しております。

次に、新旧対照表の2ページをお開きください。こちらは第2条の改正規定となりまして、旅費条例の一部改正となります。旅費の支給の規定である第3条において地方公務員法を引用している部分についての整備を行い、併せて文言の整理を行っております。

続きまして、議案第2号専決処分の承認を求めるについての細部説明を申し上げます。

本案は、鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第1号同様、専決処分をしたことから、組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、本給与条例改正は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を受け、構成市の状況を考慮し、組合職員の給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の引上げなどを行ったものでございます。昨年12月19日に専決処分を頂き、12月23日付で公布しております。

改正内容についてご説明します。新旧対照表の3ページをお開きください。第1条の規定による改正の内容は、第16条の5の勤勉手当に関する規定及び別表第1行政職給料表の改正となります。勤勉手当の12月支給割合を、再任用職員以外の職員の支給率として100分の92.5から100分の97.5に引上げを行い、別表第1行政職給料表の改正では、鴻巣市の給与表に準拠し、引上げ額は200円から2,000円、平均改定率として0.1%となっております。

次に、新旧対照表の10ページとなります。こちらが第2条の規定の改正内容ですが、第9条の3、住居手当の規定におきまして、支給対象家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円とする改正となっております。

続く、第16条の5第2項第1号は、第1条で改正した勤勉手当について、年間の合計支給率を変えずに、6月期と12月期の平準化を図るため、支給率を、100分の97.5から100分の95.0にするものであります。

議案書にお戻りいただきまして、11ページをお願いいたします。

施行日でございますが、附則第1項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。なお、ただし書にありますように第2条の住居手当の改正規定及び勤勉手当の平準化の改正規定については、令和2年4月1日から施行することとしており、附則の第2項で、給料表の改正については平成31年4月1日から遡及適用を行うこととしております。

次に、附則第3項ですが、こちらは改正前の給与条例により支給された給料については、給与の内払いとみなす規定となります。

附則第4項ですが、こちらは住居手当に関する経過措置としまして、第2条の改正規定により2,000円を超える減額が生じた者に対しまして、その緩和措置として令和3年3月31日までの間の経過措置の規定となります。

以上で、議案第1号及び議案第2号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○**工藤日出夫議長** 以上をもって議案の説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○**工藤日出夫議長** 次に、質疑に入ります。

質疑の通告はございませんけれども、質疑ある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤日出夫議長** なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

#### △上程議案の討論～採決

○**工藤日出夫議長** 次に、討論に入ります。議案第1号及び議案第2号の討論のある方は、通告はございませんけれども、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 通告がございませんので、討論については終結をいたします。

次に、順次採決をいたします。

初めに、議案第1号専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第2号専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

---

△議案第3号及び議案第4号の一括上程、提案説明

○工藤日出夫議長 次に、日程第5、議案第3号及び議案第4号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第3号及び議案第4号について、順次ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

初めに、議案第3号令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

本案は、新施設建設事業の白紙解消を受け、当該事業に係る諸経費の精算のため、所要の措置を講じるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも327万7,000円の減額でございます。歳入といたしましては、分担金及び負担金及び繰越金を充当し、国庫支出金及び組合債を全額減としております。歳出といたしましては、総務費及び施設整備費に於いての補正となっております。



次に、議案第4号令和2年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の令和2年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算の1ページをお開き願います。

歳入歳出の総額は、それぞれ5億3,812万2,000円であります。

歳出の主なものは、人件費等の総務費、現施設の維持管理業務等の事業費などの所要経費について計上したものであります。

次に、これらの事業を実施するための財源ですが、歳入として、構成市からの負担金、処理手数料、繰入金及び繰越金等を計上しております。

以上で、議案第3号及び議案第4号の説明を終わらせていただきます。

○工藤日出夫議長 管理者の説明は終わりました。

次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、議案第3号及び議案第4号について細部説明を申し上げます。

初めに、議案第3号令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

第1条にありますとおり、予算総額から歳入歳出それぞれ327万7,000円を削減し、歳入歳出の総額を6億8,417万円とするものであります。なお、今回の補正は、主に昨年12月12日開催の正副管理者会議における新ごみ処理施設建設事業の白紙解消を受け、当該事業に係る諸経費を精算するため、施設整備費の減額補正を行う内容となっております。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、22、23ページをお開きください。こちらの表の括弧書きにつきましては、3市の広域業務に係る経費となっております。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金は、構成市からの負担金になりまして、これまでに支払われた国庫支出金を返還するための追加負担金として3,335万9,000円を増額補正するものであります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金につきまして614万3,000円を減額補正するものでございます。

6款1項繰越金につきましては、平成30年度繰越金について、1,060万7,000円を増額補正するものでございます。

8款1項組合債につきましては、新ごみ処理施設周辺整備事業債について、4,110万円を減額補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。24、25ページをお開きください。

2款総務費、1項一般管理費につきましては、ネットワークシステム等機器借上料について、平成31年5月1日から5年間リース契約をしておりました計画建設課使用分のパソコン5台を解約することとなったため、解約金分の107万円を増額補正するものでございます。

4款1項施設整備費につきましては、1節報酬、12節の役務費、13節委託料、19節負担金補助及び交付金について、事業の解消に伴う執行残分合計4,682万1,000円を減額補正するものであります。

14節使用料及び賃借料については、平成31年4月1日から5年間リース契約していた複合機借上料の精算として77万円の増額、23節償還金、利子及び割引料については、平成28年度から国庫補助金である循環型社会形成推進交付金の返還金として4,170万4,000円を増額補正するものでございます。

以上が議案第3号の説明となります。

続きまして、議案第4号令和2年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算についてご説明申し上げます。別冊の会計予算の1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の総額を5億3,812万2,000円と定めてございます。前年比1億832万5,000円の減額となります。

第2条で一時借入金の借入最高額について定めてございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。7ページ、8ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては4億1,266万9,000円で、前年比6,107万1,000円の減額となります。主な要因は、人件費の減少及び施設整備費の廃款によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料につきましては9,540万1,000円の計上で、前年と同様の計上となっております。

3款財産収入、1項財産運用収入については5万円の計上で、財政調整基金の利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金条例の趣旨に基づき、著しい負担金増加を生じないようにするため2,000万円の計上をしております。

5款1項1目繰越金につきましては1,000万円で、前年比2,000万円の減額となっております。

次の9、10ページをお開きください。

6款諸収入につきましては、前年と同様の計上となっております。

最後に、国庫支出金につきましては614万3,000円の減額、組合債につきましては4,110万円の減額となり、ともに新年度の計上はございません。

次に、歳出についてご説明申し上げます。11、12ページをお開きください。

1款1項議会費につきましては、233万6,000円でございます。前年度と比較して26万7,000円の減額となっており、主な要因は議員数の減少に伴い、1節報酬及び9節旅費を減額したことによるものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費につきましては、6,059万8,000円の計上となっており、前年比3,480万9,000円の減額となります。主な要因は人件費で、職員の減少に伴うものでございます。

続いて、13ページ、14ページをお開きください。2項1目監査委員については、前年と同額となっております。

次に、3款1項事業費は4億7,408万1,000円で、前年比571万2,000円の増額となっております。

1目の事業総務費については2,236万6,000円で、前年比8万4,000円の減額となっております。

続いて、15、16ページに参りまして、2目維持管理費ですが、こちらが9,510万1,000円の計上で、委託料の増加により前年比68万1,000円の増額となっております。

3目塵芥処理費につきましては3億5,632万1,000円の計上で、前年比が512万5,000円の増額となっており、主な要因は11節需用費の電気料及び消費税率の改定による基本料金等の引上げによるものでございます。

17、18ページに参りまして、4目地元対策費につきましては、前年と同額の計上となります。

5目基金費につきましては、財政調整基金の設置に伴う預金利子として5万円を計上しております。

4款1項公債費については、一時借入金等が生じた場合の利子を計上しております。

続いて、5款1項予備費につきましては100万円の計上で、前年比が100万円の減額としております。

続いて、19ページ、20ページに参りまして、施設整備費につきましては、今年度の計上はなく、7,796万1,000円の減額となり、廃款としております。

次ページの21から30ページにつきましては、職員の給与費明細書、最終ページの31ページは規約に基づく組合負担金の調書となっております。

以上で、議案第3号及び議案第4号の細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○**工藤日出夫議長** 以上をもって説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○**工藤日出夫議長** 次に、議案第3号及び議案第4号の質疑に入ります。

10番 高橋弘行議員より、議案第4号についての質疑の通告がございます。

———10番 高橋弘行議員。

○**10番 高橋弘行議員** それでは、質疑に入らせていただきます。

議案第4号についての、歳出のところ総務管理費の方の内容について、1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。埼玉県市町村総合事務組合負担金138万4,000円が計上されております。私、よくわからないので、ちょっと聞かせてほしいのですが、まずこの組合というものはどういう目的で、でき上が

っているのか。

それから、2番目に、この負担金についてはどういう理由で、この138万4,000円が計上されて、その必要性というのはどういうものか。

この2点だけ質疑をさせていただきたいというふうに思います。

○工藤日出夫議長 ——事務局長。

○山崎勝利事務局長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

こちら埼玉県市町村総合事務組合負担金につきましては、埼玉県内の市町村と一部事務組合が加入しております組合となりまして、そちらの組合の主な事業内容としては、加入団体の退職金の準備のために設立をされた組合になりまして、本組合もこちらの総合事務組合に加入をしております。その組合の規約がございまして、その趣旨の目的として、埼玉県内の市町村の事務の一部を共同処理し、市町村財政の安定とその健全化に寄与することを目的として設立をされた組合であります。

組合のこの負担金につきましては、職員の給料に基づいてその負担金の率というのが決められておりまして、毎月の給料の支払い時に給料から控除して負担金を総合事務組合に積み立てるといった内容となります。退職するまでの間、毎月給料に応じてその負担金を納めて、退職の際に退職手当というような形で支払いを受ける、そういった事務をこの総合事務組合で行っており、組合がその総合事務組合に加入していることから負担金を納めているといった内容となります。以上です。

○工藤日出夫議長 よろしいですか。

○10番 高橋弘行議員 はい。

○工藤日出夫議長 ほかにございますか。——11番 黒澤健一議員。

○11番 黒澤健一議員 補正予算の関係で1点お尋ねしますが、組合負担金が補正額で3,335万9,000円の増額という補正でございます。基本的にはこの組合が解散するに当たり、解散に伴ういろいろな精算というような意味合いで負担金で精算をしていくというふうに認識はするわけでございますが、この増額理由は何かということと、この増額によって歳出における財源になるわけでしょうから、何に充てていくのかということについてはどうでしょうか。以上。

○工藤日出夫議長 ――――事務局長。

○山崎勝利事務局長 では、ご質問にお答えいたします。

まず、こちらの今回の補正の中での追加補正額ということで、構成3市の方に総額で3,335万9,000円ということで負担金をお願いする計上となっております。この歳出に当たるものとしましては、主に国庫補助金の返還金4,170万4,000円、こちらに充てるものであります。このほかにパソコンのリースの精算と複合機の精算分、こちらがそれぞれ107万円、77万円とありまして、この総額に負担金を充てるという内容であります。ただ、施設整備費の中で決算見込額から執行残が見込まれましたので、そちらを減額補正し、負担金としては3,335万9,000円という形となったところであります。以上です。

○工藤日出夫議長 ――――11番 黒澤健一議員。

○11番 黒澤健一議員 大体大枠として、方向として、よく理解はできるわけですが、この国庫補助金が減額になった根拠が基本的にはあるわけですし、それはこの精算に伴う関係で、どうしても国庫に戻さなければならないというようなその根拠、それはあったのかなというふうに思うのですが、この扱いで主な負担増は補助金の返済に充てるんだということですが、この辺についてはどのようにお考えになっているのか。

それと、この今回の補正で残余の財源は、例えば北本であればもう全て解消できるのか。あるいは鴻巣、行田はそれぞれこの補正予算で取りあえず一旦綺麗に対応できるのかというところが一つの方向としては考えられるわけですが、けれども、それらを含めてどのように理解したらいいのか、お示しをいただきたいというふうに思います。以上です。

○工藤日出夫議長 執行部の答弁を求めます。―――事務局長。

○山崎勝利事務局長 まず、1点目の国庫補助金の返還につきましては、これまでその4,100万ほどの補助金を受けてきた事業が、その補助金の事業の目的に使用できるかどうかといったところを県とも相談をした上で、結果的にここで補助金の返還というような結論に至ったところでありまして、受けた補助金は全額返還ということで予算を組ませていただいております。

それと、2点目につきましては、今回の補正予算につきましては、施設整備費、

これは新たなごみ処理施設の建設の主たる款になりますけれども、まずそちらの中で予算に関して決算見込みを出した上で執行残がどれくらいあるかということで、その分を返還分の中から減額をして計算しております。

総務費の中には人件費等がございますので、そちらの方については決算見込みとしては残が出るのかなというところで、負担金を3市に追加していただくというような想定は考えておりません。以上です。

○工藤日出夫議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △上程議案の討論～採決

○工藤日出夫議長 次に、討論に入ります。

議案第3号及び議案第4号についての討論のある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 討論がないようですので、討論につきましては終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第3号令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第2回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時 17分 休憩

〔5番 桜井 卓議員、6番 湯沢美恵議員、11番 黒澤健一議員 退場〕

---

午前10時 18分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開いたします。

次に、議案第4号令和2年度鴻巣行田北本環境資源組合会計予算について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時 19分 休憩

[5番 桜井 卓議員、6番 湯沢美恵議員、11番 黒澤健一議員 入場]

---

午前10時 20分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開いたします。

---

△一般質問

○工藤日出夫議長 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

—————5番 桜井 卓議員。

[5番 桜井 卓議員 登壇]

○5番 桜井 卓議員 5番 桜井卓です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。私は、昨年(2019年)の第2回定例会から組合議会に出席をさせていただいておりますが、その7月の第2回定例会で早急に総事業費を明らかにしてくださいというお願いをさせていただきました。その総事業費につきまして、全員協議会で説明をされたのが、この第2回定例会から約3ヶ月が経過をした10月28日でした。そこで明らかにされた事業費が、これまでの概算事業費を大幅に上回るということが分かりまして、議会の場でも新施設の検討についてしっかりと議論をしなければいけないということで、11月5日に臨時会を開催して特別委員会を設置したわけですが、その矢先、12月12日の正副管理者会議におきまして白紙解消が決定されてしまいました。10月21日の正副管理者会議におきまして、管理者の方から各市において議会と調整をして方向性を決めましょうということでしたが、北本市におきましては、11月1日に全員協議会を開き、一応の報告はありましたけれども、具体的に、



ではこれからどうしようというような議会への働きかけがないままに、白紙解消が決まりました12月12日の正副管理者会議を迎えてしまいました。

振り返ってみますと、新施設の建設事業につきましては、建設場所についても、入札の方法等についても、今回の白紙解消についても、議会が議決をする場面がなく、議会としては蚊帳の外に置かれてきてしまったというような印象がございます。議員としては、ほとんど何もできないままに、このような白紙解消となってしまったことを非常に残念に思います。

さて、それでは質問に移ります。まず、1、新施設建設に要した費用について伺います。

(1) 総額及び構成各市の負担額についてです。新ごみ処理施設の建設に要した費用につきまして、予算書や決算書では広域の業務に関する経費ということで、括弧書きで示されております。この経費、歳出の合計額につきましては、議員に対しては2月3日の全員協議会の場で示されましたが、改めてご説明をいただきたいと思います。また、全員協議会で示された資料では、財源については触れられておりませんでした。構成各市の負担金の額、またその他の財源もありましたら併せてご説明をいただきたいと思います。なお、これらの額につきましては、平成30年度までの決算額に令和元年度の現計予算額、これは現時点での決算見込額になるかと思いますが、これらを合計した金額でお答えいただければと思います。

(2) 市民への説明について。次に、市民への説明について伺います。新ごみ処理施設の整備について、協議の結果、白紙解消とすることにつきましては、今年1月の各市の広報紙に掲載をされたところです。その中には、「今後の対応など詳細については、決まり次第お知らせします」と記されておりました。

(1) としてお伺いした新ごみ処理施設の建設事業が白紙解消に至るまでにどれくらいの経費がかかったのかということを含め、白紙解消に至った経緯など、構成各市の住民に向けて何らかの形で丁寧に説明をし、理解を求める必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。今後の市民への説明につきまして、管理者のお考えを伺います。

2、地元住民への説明について。次に、地元住民への説明について伺います。

建設候補地の郷地・安養寺地区の住民の皆様には、新ごみ処理施設の建設を受け入れていただき、とりわけ地区の代表の皆様には、地元懇談会や新施設建設等検討委員会への出席、また地元住民の皆様の意見の取りまとめなど、大変なご苦勞をいただいたのではないかと思います。しかしながら、結果として新ごみ処理施設建設事業は白紙解消となったわけです。白紙解消に至った経緯等につきまして、資源組合として既に地元の皆様にご説明をされているのではないかと思います。その日時、会場、どなたが説明者として出席されたのか、地元からはどのような方が参加されたのか等につきましてお答えをいただきたい。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○工藤日出夫議長 桜井卓議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。————事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、お答えいたします。

初めに、ご質問の1、新施設建設に要した費用についての(1)総額及び構成各市の負担額についてお答えいたします。新施設建設に要した費用については、平成26年度から平成30年度までの決算額、今年度については令和元年度補正予算額に基づいてお答えをいたします。平成26年度から平成30年度までの支出総額が4億8,952万5,742円、令和元年度補正後の予算額が1億4,696万1,000円、合わせまして6億3,648万6,742円となります。この収入内訳ですが、構成市からの組合負担金として、鴻巣市が2億5,953万3,725円、行田市が1億8,090万4,843円、北本市が1億4,754万6,432円でございます。国庫支出金として、循環型社会形成推進交付金が4,804万9,000円、県支出金が37万5,000円となっております。このほか資料コピー代等の諸収入がございます。

次に、2、地元住民への説明について、(1)建設候補地の郷地・安養寺地区の住民に対する説明についてお答えをいたします。令和2年1月7日、笠原公民館にて、郷地・安養寺地区の自治会から推薦のあった方で構成されます、ごみ処理施設運営協議会を開催いたしました。この会議の中で、構成3市における協議の結果、新ごみ処理施設の建設事業を白紙解消とすることについて報告

をさせていただきました。この会議には、原口管理者、私を含め組合職員及び  
参与が出席をしております。また、地権者の皆様については12月下旬に郵送  
にて、市民の皆様に対しては構成市の1月広報にて、新ごみ処理施設建設事業  
の白紙解消のお知らせをさせていただいております。なお、建設予定地である  
鴻巣市では、市主催により説明会が令和2年1月11日に笠原公民館にて、郷  
地・安養寺、笠原地区、そして地権者の方を対象に開催され、組合からは私が  
出席をしております。以上でございます。

○工藤日出夫議長 ———管理者。

○原口和久管理者 それでは、ご質問1の(2)市民への説明についてお答えいた  
します。

組合における新施設建設に要した経費につきましては、平成26年度から当組  
合の予算及び決算の資料を組合のホームページに掲載し、市民の皆様へ情報提  
供をしております。このたび、新ごみ処理施設の整備について白紙解消となっ  
たことから、当該事務の規約変更に係る議案が構成市議会にて審議される予定  
となっております。新ごみ処理施設の建設事業について、構成市における協議  
が調った後、市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。以上で  
ございます。

○工藤日出夫議長 答弁が終わりました。

再質問ありますか。 ———5番 桜井 卓議員。

○5番 桜井 卓議員 ありがとうございます。

それでは、再質問をいたします。1番の新施設建設に要した費用について、  
(1)につきましてはよく分かりました。ありがとうございました。

(2)の市民への説明について、改めて伺います。予算、決算についてはホー  
ムページで公表をされているということですがけれども、市民の皆様に対しまし  
て、ここに掲載されているので、それを各自で足し上げてくださいという形で  
は、ひょっとしたら少し不親切なのかなと思います。白紙解消になるまで、こ  
こまで6年の年月をかけて、6億円以上の事業費を使っているということ、  
一体どういったことでこれだけの予算がかかったのか。各市の負担ですとか、  
それから白紙解消になった理由、経緯、責任の所在等々について、それが説明

会が適切なのか、紙面なのか、ホームページがいいのか、そういったことはともかく、何らかの形でこの経緯についてしっかりと資源組合として、構成市の市民の皆様にご理解、ご納得をいただけるように丁寧に説明する必要があるのではないかと思います。そのあたりもお考えかと思いますが、改めて管理者にそのあたりもお伺いをしたいと思います。

次に、2番目、地元住民への説明についてですが、組合と、それから鴻巣市さんの方で説明を行われているということですが、1月7日のごみ処理施設運営協議会の場において、地元の方から、あるいはそれ以外に広報等されていることですので、組合の方に地元の方からご意見、あるいは今後への要望等、発言、それから意見等はございましたでしょうか。お答えをよろしくお願ひします。再質問は以上です。よろしくお願ひします。

○工藤日出夫議長 ———管理者。

○原口和久管理者 それでは、再質問についてお答えをいたします。

ただいま桜井議員の方から、この3市の市民に対して、分かりやすい情報の提供ということのご質問がありました。当然、私もそのとおりで思っております。本事業に要した費用、莫大なものもございませぬ。そういう中で、分かりやすい、そして市民の皆さんにご納得いただけるような情報提供を検討してまいりたいというふうにて考えております。

○工藤日出夫議長 ———事務局長。

○山崎勝利事務局長 再質問にお答えをいたします。

1月7日の運営協議会では、事務局の説明した内容に対する質疑というのはございませぬで、1件、その後に開催を予定されておりました1月11日の鴻巣市主催の説明会はどういった内容で説明があるのかというご質問でございませぬ。また、現在のところ、市民の方から白紙解消についてのお問合せというのは入っておりませぬ。以上です。

○工藤日出夫議長 以上で、桜井卓議員の質問を終結いたします。

次に、2番 川崎葉子議員の発言を許可いたします。

———2番 川崎葉子議員。

[2番 川崎葉子議員 登壇]

○2番 川崎葉子議員 議席番号2番、川崎葉子です。これより令和2年2月定例会の一般質問を行います。

- 1、令和2年度からの本組合の在り方について、（1）議員定数について、
- （2）経費負担について。

昨年12月12日の正副管理者会議の中で、3市における新ごみ処理施設の建設に関する事務の白紙解消が合意されました。これまで積み上げてきた鴻巣行田北本環境資源組合における新ごみ処理施設建設に係る一切が白紙になることは大変残念ではありますが、次のステップに移らなければなりません。その手始めとして、構成市それぞれの市議会において、規約の変更が議案として提出される予定になっています。その規約変更の内容は、鴻巣行田北本環境資源組合以前の彩北広域清掃組合時に戻すものと聞いています。規約変更については各市議会で審議すべき内容ではありますが、限られた期間の中で審議決定することを鑑み、質問（1）として議員定数について、質問（2）として経費負担について、規約内容の確認と今後の在り方について伺います。

○工藤日出夫議長 川崎葉子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。————事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 関連がございますので、一括してお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、規約の変更案は、各構成市における議会にて審議をいただくこととなっております。規約の変更案では、議員定数につきましては、行田市が7名、鴻巣市が3名としており、また経費負担については現在も同様であります。平等割が3割、人口割が7割となっております。

ご質問の今後の議員定数、経費負担の在り方につきましては、令和2年度以降の本組合の構成市となります行田市、鴻巣市が、それぞれの住民の利益だけでなく、構成市全体の住民の利益と併せて、また構成市間の公平性といった観点から検討をしていただく必要がある場合においては協議をしていただくこととなるものと考えております。

3市の事業の解消を受け、事務手続を進める上での意見集約を図るために、12月12日以降の参与会、正副管理者会議において、構成市の長、担当部課長の

立場で、まずは平成25年度当時の内容に戻すこと、それ以上の内容の検討は、現段階では構成3市の協議である北本市も含めた体制の中では、踏み込んだ検討は難しいものとの見解もあったところであります。

規約変更の許可権者である県との連絡調整、事実上の協議は既に調べておりました、今回の規約変更の許可が下りた後に構成2市の体制となれば、2市間における発展的な協議も進められるものと考えております。以上です。

○**工藤日出夫議長** 1回目の答弁が終わりました。

再質問ありますか。———2番 川崎葉子議員。

○**2番 川崎葉子議員** では、(2)の経費負担について再質問を行います。

経費負担については、平等割が3割、人口割が7割としているとのことでしたが、人口割というのは果たして公平でしょうか。ごみの排出量は人口に比例する部分もあるでしょうが、各市におけるごみの削減策がコストに反映されてこないのではないかと感じています。

鴻巣市では、平成29年3月に策定した鴻巣市一般廃棄物処理基本計画において、平成26年度の1人1日当たりの家庭ごみ排出量648グラムを令和8年度には615グラムへと削減する数値目標を設定しています。1人1日当たり33グラムの削減となることから、家庭ごみ減量チャレンジ33として、市民の皆さんに呼びかけています。また、平成29年には、食品ロス削減運動の一環として3010運動のオリジナルポスターを作成し、11月30日付で市内190店舗の飲食店に送付し、掲示と食品ロス削減の協力をお願いしています。3010運動とは、宴会時に食べ切りタイムを設けて食べ残しを防ぐ取組です。私は、ごみ処理施設の運営における経費負担として、ごみの処理量、搬入量といった視点からの負担割合の考え方もあってよいのではないかと考えますが、見解を伺います。また、県内他団体の例は把握しているのか、併せて伺います。

○**工藤日出夫議長** 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○**山崎勝利事務局長** 再質問にお答えをいたします。

経費負担につきましては、組合の規約に規定をされております。組合規約の変更において、経費の支弁方法のみであれば、2市の議会を含めた法定上の協議は必要となりますけれども、今回のような許可ではなく、埼玉県への届出のみで行

えるところであります。組合の設立当初から、現施設に係る経費負担については、平等割が3割、人口割が7割となっております。

組合規約の変更については、一部事務組合には、その要請の権能はなく、構成市の所管するところでありますので、組合としての見解は答弁いたしかねますけれども、新ごみ処理施設整備の運営管理に関する会議の中でこの経費負担に関する協議が行われておりました。この中では、他団体の事例として、平等割の割合もそれぞれ割合が異なっていることや、現行の組合と同じ平等割と人口割の組み合わせだけではなく、平等割とごみの搬入量割、ごみの搬入量割のみといった団体もあることが報告をされておりますので、今後の構成市間の協議の参考になるものと考えております。以上です。

○工藤日出夫議長 以上で、川崎葉子議員の質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時 45分 休憩

---

午前11時 00分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開いたします。

次に、13番 阿部慎也議員の一般質問を許可いたします。

———13番 阿部慎也議員。

[13番 阿部慎也議員 登壇]

○13番 阿部慎也議員 13番 阿部慎也です。議長のお許しをいただき、これより一般質問をいたします。

1番、新施設建設事業について検証する、(1)構成市3市の枠組みの重要性について、アといたしまして重要性の認識はどの程度のものであったか。平成26年4月1日、鴻巣市長の働きかけにより、3市で構成する鴻巣行田北本環境資源組合が3市の市民の期待のもとに産声を上げました。現在まで使用してきた中部環境及び彩北広域清掃組合の焼却炉は、耐用年数をはるかに経過し、継続して使用することもままならない状況を迎えています。組合の設立は、3市の市民の生活に欠くことのできないごみ処理問題に、さぞ安堵感を覚えたに違いありません。しかし、建設予定地の問題に起因して、3市の考え方に隔たりが生じたとき、

なぜ見直しをしようとしなかったのかは、今でも不思議に思えてなりません。組合議会においては、広域3市の枠組みこそ最も重要と位置づけ、議論してきたはずであります。そこで、管理者にとって、3市の枠組みの重要性の認識はどの程度のものであったか、伺うものであります。

次に、イ、3市の市民に白紙解消をどう納得してもらうのか。説明ではありません。納得してもらうのかということをお聞きいたします。鴻巣市長の働きかけにより構成に至った組合を、なぜ自ら白紙解消に至らしめたのか。3市の市民に対する説明も足りていません。一部の集会において、鴻巣市長は、行田市長のせいで3市の枠組みが壊れたやに申されていたと聞いております。それであれば、これこれこういう理由で行田市長は反対し、こういう理由で鴻巣市長は白紙解消としましたという理由を明確にする必要があると質問者は考えます。そのことから、3市の市民に白紙解消をどう納得してもらうのか、伺うものであります。

(2) 地質学の定義について。昨年12月13日、鴻巣市議会定例会の折、加藤英樹議員の一般質問において、組合管理者である鴻巣市長はこのような答弁をしております。北本市の三宮市長は地質学を勉強していると申されており、その中で、鴻巣市内の農地につきましては、埋立てをする、あるいは掘削をする。これはあの地域の農地については全て同じようなものだろうということ三宮市長は申しておりました。その中で、この鴻巣市内、あの地域の建設場所はどこでも同じような状況であろう、ほとんど変わらないとの答弁でありました。これが、いわゆる三宮市長の申すところということで、鴻巣市長が答弁したわけでございます。であれば、あの地域以外の鴻巣市内という選択肢もあったのではないかと考えてならないところでありますが、さて、私の聞いている北本市長は、考古学についての知識については、これは権威とでも申しましょうか、限りなく有識者であるということは何っております。考古学と地質学とでは、それなりの違いがあらうかと存じます。

そこで、そういった発言をされた鴻巣市長、管理者に、その地質学の定義についてお尋ねするものであります。

(3) 三宮副管理者は地質学をどの程度、学んでこられたのか。鴻巣市長からあのよう申されたことは、あの地域それぞれのボーリング調査結果を網羅され



ての見解かと存じますが、地質学を学んだこられたと初めて聞いたものですから、参考までに、地質学をどの程度学んでこられたのか、伺うものであります。

(4) 現予定地が線整備、いわゆる安養寺堰に係る線整備です。における受益地であることが判明したのに、なぜ再検討をしようとしなかったのか。管理者は、よく一日たりとて待ったのきかない事業であると申されておりました。当初の計画では、平成28年度中に用地の買収を見込んでおったものが、受益地であることが判明したことにより、平成32年度以降にずれ込んでしまいました。4年間もの空白ができてしまったわけであります。ということは、新施設建設等検討委員会の中間答申で現予定地が承認され、組合で決定はしましたが、8年要件が判明した時点で、選定基準に基づく得点に変化が生じるはずであります。にもかかわらず委員会に報告すら行わず、そのまま突っ走ったのはなぜなのか。再検討しようとしなかった理由を伺って、最初の質問といたします。

○工藤日出夫議長 阿部議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、ご質問1の(1)構成3市の枠組みの重要性についての(ア)重要性の認識はどの程度のものであったかについてお答えいたします。

最初に、議員の方で3市の枠組みについて、鴻巣市長の働きかけなどのお話がありましたけれども、これは3市で一緒にやろうということになっておりますので、その辺は十分理解をしてもらいたいなと思っております。

それでは、3市の組合でありますけれども、3市の事務の一部を共同して処理するため、協議により規約を定めて設ける組織であり、基本合意は3市の枠組みとして大変重要なものと認識しております。当組合は3市で共同してごみ処理を行う、ごみ処理施設の建設地は鴻巣市内とするなどとした平成25年5月のごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を基に設立され、新たなごみ処理施設の建設に関する事業を行ってまいりました。そうした中、昨年5月、行田市市長である石井副管理者から建設地を鴻巣市以外の小針にすることについての意見があり、正副管理者会議で議論を重ねてまいりました。また、11月の組

合議会では、行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願が提出され、不採択となりました。このような状況の中、12月12日の正副管理者会議において、請願が不採択となったことは、組合議会の意思として、今の建設地での事業を進めることが執行部に求められている、そのように判断していることをお伝えし、3市の基本合意をどのように重く受け止めているのか、この議論について、いたずらに長引かせることは財政的にも、市民の皆様に向けてもいかななものかと、行田市長及び北本市長に私の考えをお伝えしました。そうしたところ、石井副管理者から、住民投票の動きが行田市にあり、市民の意見を尊重しなければならない立場である、一存では決めることはできない旨の回答がありました。これを受けて私は、行田市の方向性が見えない、3市でこのまま継続して協議しても、いたずらに時間、期限が延びるだけではないかとお答えしました。また、現施設が老朽化している中で、新しい施設を早期に完成させることは重要だということで、3市の合意を結び、事業を進めてきたわけであります。方向性が見い出せないということであれば白紙に戻して、3市の組合について考えなければいけないとお伝えさせていただきました。しかしながら、3市の間で方向性の一致を見ることができず、3市の市長として、白紙解消することに合意したわけであります。私としては、3市で共同してごみ処理を行う、ごみ処理施設の建設地は鴻巣市内とするとした3市の基本合意については、大変重要なものと認識しております。

次に、(イ) 3市の市民に白紙解消をどう納得してもらおうのかについてでございますが、白紙解消の合意を受けて、組合では事業白紙について、構成市の広報誌等により市民の皆様にご案内をさせていただきました。今後、組合における3市の新ごみ処理施設の建設事業の事務の解消について、構成市議会にて規約変更の議案をご審議いただくこととなります。その結果を受けて、組合としても市民の皆様にご納得いただけるようご案内をしまいたいと考えております。

次に、ご質問の(2)地質学の定義についてでございますが、地質学とは、一般的には岩石や地層、化石などを対象として、地球の歴史や自然現象を研究す

る学問と認識しております。以上です。

○工藤日出夫議長 次に、三宮副管理者であります、資料配付の申入れがありまして、それを許可いたしました。暫時休憩して資料配付いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分 休憩

---

午前 11 時 15 分 再開

○工藤日出夫議長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

———三宮副管理者。

[三宮幸雄副管理者 登壇]

○三宮幸雄副管理者 先ほど参考までにとりましたので、様々な資料、参考までに配らせていただいております。

ちょっとご覧いただきたいと思います。まず、地形分類図、これは私が30代から40代の頃、勤めていたところでまとめた資料でございます。ですから、大分記憶が飛んでいるのですけれども、市内30ヶ所ぐらいボーリングしまして、その地質を明らかにする上で、最終的に北本市史の中に載せている地形分類図を配らせていただきました。今回の予定地は、鴻巣カントリーゴルフ場のすぐ隣接する西側であり、また様々な候補地が、その沖積層、沖積低地にほぼ40ヶ所、50ヶ所あったものですから、私の方からはどこも同じだというようなことを答弁させていただきましたが、しかし全く同じわけではありません。その次の図を見てください。これは先般、私どもに配られた調査委託したアーバンソイルリサーチという会社が作った、皆さまも手元にお持ちのものの抜粋、64ページから抜粋してみました。ボーリング調査、4ヶ所ぐらいやっているので、その中で2ヶ所ほど抽出して、そしてナンバー4とナンバー1のところでボーリング調査した結果、一般施設については、地表面、海拔ゼロメートル行かなくてもいいかなというようなところで、また煙突については、ナンバー4ですと、地表面から60メートルぐらい下で、硬い洪積層の基盤があるということの中で、また基盤についても、およそ砂礫層と思われ5メートルぐらいの厚さ

があれば十分と見解が出ていますけれども、ここでは、それにもかかわらず、15メートル、20メートルぐらいの層がありますので、これをもって、例えばうちの方で言えばワコーレマンションなんかは、こういうことから建設されて、同じ沖積層ですけれども、下の洪積層につかったところでやっている。しかし、このナンバー1の方で言えば、もう少し費用は安く済んで、これでも十分耐え得るのではないかというデータがここに示されておりますので、参考までに配らせていただきました。

なお、この北本市史だけでなく、この地区で言えば、これは鴻巣の図書館にもありますので、是非見ていただきたいのですが、かなり詳しい地層分析図がございます。これは北本の図書館から借りてきたものなのですけれども、全てボーリング調査もデータ化して、かなり鴻巣地区の何十ヶ所か調べたデータが、これは最近、5年くらい前に出たものですが、この中の本がありまして、そういう鴻巣地域の地質ということで、ちょっと私の編さん室に勤めた職員がこの間持ってきまして、こんなのがありますよということで、参考までに。最近また北本市史からもかなり引用しています。地質については、各市史で全部扱うわけではなくて、私どもはかなり扱ったと自負しておりますけれども、そういう中で言わせていただいています。

それから、もう少し広く、これは鴻巣なのですけれども、県がやる県史の方に、やっぱりこういう地質図が相当前につくられていまして、これはやっぱり30年くらい前だと思います。この地質図を見ていただくと、恐らく大体のこういった構造計算に長けた人は、この地質がどういうものであるか。この今のいる場所、何て言いましたっけ。

[何事か呼ぶ者あり]

○三宮幸雄副管理者 小針もこの中に載っていますので、同様の地質というふうに、私は考えています。ということ为前提にして参考までに話をさせていただき、答弁をさせていただきます。

ご質問の(3)三宮副管理者は地質学をどの程度学んでこられたのかについてお答え申し上げます。

ご質問は、私が地質学をどの程度学んでこられたかということですが、私は大

学、大学院等々で経済とか政治学を学んできましたので、地質学は専門ではございません。しかしながら、昭和63年から7年間、北本市史の編さんに携わりまして、その室長として多くの本を刊行してまいりました。この編さん事業は、歴史はもとより、地域の自然環境も対象になりますが、自然編の刊行には、他の自治体と比較しても特に力を注いできたと自負しております。中でも、地域の地形、地質、動植物の調査には、私自身も強い関心を持って積極的に参加し、多くのことを学ばせていただきました。したがって、私の地質に関する知識と経験は、この市史編さん事業を通じて培われたもので、現在でも大宮台地や周辺の低地の地形、地質についても、地域の防災上の観点も含めて勉強をさせていただいております。なお、地形概要について少し補足させていただきますが、鴻巣地域の位置する関東平野は、日本最大の面積を誇る大規模な堆積盆地と言われております。この堆積盆地の中で最も地盤が低いのは加須低地付近で、現在でも地盤の沈下が少しずつ進んでいます。鴻巣市では、西側に比べて東側の台地と低地の段差が低いのは、台地が低地へ埋没していることが理由でございます。これが関東造盆地運動と言われるもので、鴻巣市の郷地・安養寺地区は、まさにこうした地形の中に位置していますが、もともとですが、沈下といっても100年に約1センチ程度沈む程度ですから、ほとんど心配することはありません。

平成26年に刊行された、先ほどの鴻巣地域の地質によりますと、新施設の建設候補地は粘土質シルト、粘土層ですね、などの沖積層が約7メートルの厚さで覆っています。さらに、その下には洪積層、つまり硬い層です。つまり氷河期の下総層と言われる大宮あるいは木下層、清川層の順に厚く堆積しています。この下総層群には、海の家進、海退を繰り返しながら堆積してきた砂や礫、泥の層で、鴻巣地域を超えて、とても広い範囲に分布していることが、その地図でもお分かりかと思えます。候補地がどこでも同じであると言ったのは、このような理由からでございます。

なお、また新施設の候補地となっているエリアのボーリング調査の結果を見ると、地表面の沖積層は軟弱地盤と言える層ですが、その下の洪積層では、地盤の硬さを示すN値が50以上の砂礫層が8メートルから10メートルぐらいの厚さで堆積していることが分かります。一般に支持層はN値が50以上、5メートル

あればよいとされていますので、建設候補地の地盤は十分な強度を持っていると判断することが、私はできると考えています。なお、新施設の候補地は、周辺が田んぼのため、そのイメージから地盤が悪い、水が出るという意見もあるようですが、水害の問題は地盤の問題とは別にきちっと区別して考える必要があると認識しています。また、この裏づけとしまして、地質構造計算の専門家、東京電機大学の教鞭を執られている、あるいは埼玉県住宅供給公社の指導をなされている方が北本市におられまして、その方にも先般、私だけではなくて、うちの職員に説明を求めました。もちろんここに出ています、先ほど配らせていただいた報告書のデータを示しながら見ていただきました。結果としては、そういうことで見ますと、こんなこと言いました。2つほど紹介します。建設予定地は確かに浅い部分が軟弱であるが、洪積層以下の地盤は近隣の土地と変わらない。それから、もう一つは、鴻巣市庁舎、ここは全く、私の言う沖積層ですので、庁舎を建設した際、ボーリングの調査を行っているはず、これは確実にやっていると思いますが、そのデータと比較してみると、より一層リアルに分かるという報告でございます。

なお、私どもの北本市では、給食センターをつくった折、それから桶川市史で後谷遺跡というところを掘ったときのデータをもとに北本市史は構成されています。こういう本、いろんな資料がありますので、是非地元図書館に行けば全て見られるというふうになっております。よろしく申し上げます。以上です。

○工藤日出夫議長 ——事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 ご質問の1、(4) 現予定地が線整備における受益地であることが判明したのに、なぜ再検討しようとしなかったのかについてお答えをいたします。

平成27年5月に埼玉県からの連絡により、建設候補地が県営かんがい排水事業の安養寺堰の用水事業の受益地であることが明確になりました。このことにより、想定外の稼働時期の遅れの影響が懸念されたことから、組合と鴻巣市、埼玉県とで平成35年の施設稼働に向けた調整を行っていくことを確認し、その後、組合は鴻巣市とともに県の関係部局と打合せを重ね、調整を図ってまいりました。

こうしたことにより、平成29年10月には新たなごみ処理施設が、平成35年度から稼働開始するスケジュールを関係者間で確認をしております。このため、平成35年度中の稼働に変更がなかったことによって、予定地についての再検討はしておりません。以上でございます。

○工藤日出夫議長 阿部慎也議員の質問の答弁が終わりました。

再質問ありますか。———13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 それでは、再質問を2点ほどさせていただきます。

(1)のアについての再質問であります。広域3市の枠組みの重要性については、管理者から伺いました。大変重要なものだというふうに伺いました。組合管理者である鴻巣市長は、組合事業を白紙に解消とした後において、現予定地での建設事業を進めていくとの固い決意をお持ちのようではありますが、これが起因して組合のこの白紙解消に至った、組合が。そのように私は考えております。ですから、それでいいんでしょうか。場所が原因で組合が壊れたのです。

また、多くの市民も疑義を唱えております。市民の期待をよそに、市民よりも場所を選択した。人を捨てて、物を取ったというふうに私は考えております。そうならないためにも、市民にそういう気持ちを抱かせないためにも、広域の重要性を最上位に位置づけ、候補地を新たに選定することで3市の枠組みを継続すべきだと、このように私は考えておりますが、管理者の見解をお伺いするところがあります。もう終わったことだと言うかもしれないけれども、でも、まだ組合は正式に解散しておりません。だから、伺うのです。

次に、イについての再質問。新ごみ処理施設建設事業は、最近多くの市民が関心を持っていただいております。そこで、提案であります。いわゆる市民にどう納得していただくのか。どうでしょう。3市の市民に正副管理者合同で白紙解消に至った説明会を行うべきというふうに私は考えております。鴻巣市には鴻巣市の言い分、行田市には行田市の言い分があるかと思う。そうすると偏ってしまうのです。だから、3者が合同で、この白紙に至った経緯を市民に納得していただくための説明会を開催すべきと、このように考えますが、正副管理者3者のお考えを伺うものであります。以上。

○工藤日出夫議長 ———管理者。

○原口和久管理者 それでは、再質問にお答えいたします。

まず、広域の重要性、先ほど申し上げましたけれども、当然建設場所についてありますが、議員はこの場所について反対の立場で、相当いろいろご意見等があるかなと思いますけれども、やはりこの3市で決めたところ、鴻巣、行田、北本、3市がここでやろうということで、6年間、5年間続いているわけです。これはもう大変私は重要な、先ほど来申し上げておりますけれども、これを変更することは、私はこの今までの協議というのは何だったのだという、そういうことになりかねない。私はその中で、現予定地、今の建設予定地について、建設場所ですね、これをしっかりと推進をしていく、そういう立場で、今までもこの議会でも、あるいは住民の皆さんにも、そういうことでお話をさせていただいております。ですので、その辺は今後におきましても、今後といいますか、今後3月中には、どちらかというこの枠組みはなくなるということになる予定でもございますけれども、私はあくまでもそういう状況の中で3市で進めてきた、これはもう踏襲をしながらしっかりと進める。そういうことで、そういう立場で今まで来たところでございます。

それから、今、それぞれの正副管理者の方からお聞きをしたいということでもありますけれども、議会の代表として私がお話をさせていただきます。まず、3市の合同説明会、もちろん合同説明会になるか、それは分かりませんが、先ほど来答弁をさせていただいております、この地域の皆さんにしっかりとこの納得していただけるような説明、こういうものをしなくてはいけない、そのように思っておりますけれども、その時期につきましては、当然3市の議会の決定をいただいた後にまた検討していきたい。そのように考えておりますので、私管理者として代表で答弁をさせていただきました。

○工藤日出夫議長 代表者ということで管理者が責任を持って答弁をしたということで、阿部慎也議員の2回目の答弁については以上といたします。

何かありますか。————— 13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 それぞれご答弁いただきましたのですが、代表で、確かに組合の管理者であることは間違いのないと思います。しかしながら、副管理者としても、これはやるべきというふうな考えを持たれている方もいらっしゃるかと



思うのです。ですから、個々の考え方をお聞かせいただきたい、このように私は申しております。

○**工藤日出夫議長** このことにつきましては、正副管理者会議等で十分協議していただくということで、私の方からもお願いしておきます。

以上をもちまして、阿部愼也議員の質問を終結いたします。

次に、9番 江川直一議員の一般質問を許可いたします。

—————9番 江川直一議員。

[9番 江川直一議員 登壇]

○**9番 江川直一議員** 9番、江川直一でございます。通告に基づきまして、重複する部分もございますが、一般質問をいたします。

これまで行田市、鴻巣市、北本市の3市で共同し、広域でのごみ処理新施設建設計画を約6年進めてまいりましたが、昨年12月12日の正副管理者会議において事業計画の白紙が決定されたと。行田市におきましては、12月19日の議会閉会后に報告がございました。しかし、その後の方向性が示された正式なものがないまま進んでおります。市民から聞かれても、こうであろうと想定のお答えしかできない現状でございます。

質問の1つとして、白紙の具体的経緯と理由を伺います。

次に、事業計画の白紙決定後、鴻巣行田北本環境資源組合の解散と言うべき、この組合名称変更以前に戻る手続が進められておりますが、広域でこの合意に向けた再交渉などの機会は、もうないものか。2つ目の質問として、再計画も含めたこれまでの広域の枠組みの存続の道は残されていないのか伺い、1回目の質問といたします。それぞれ答弁をお願いいたします。

○**工藤日出夫議長** 江川直一議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。—————事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○**山崎勝利事務局長** それでは、ご質問にお答えをいたします。

1、白紙の具体的経緯と理由についてお答えをいたします。本組合は平成25年5月7日に、ごみ処理広域化の枠組みは、行田市、鴻巣市、北本市で共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行う。ごみ処理施設の建設地は鴻巣市内とす

るなどの内容のごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を締結したことを基に、構成3市の市議会の承認を頂いて設立をされ、平成26年度から約6年間にわたりまして、ごみ処理施設の建設に関する事業を行ってまいりました。今年度に入り、構成市である行田市及び北本市の市長が交代されて以降、新ごみ処理施設の建設事業について、建設地等の問題から構成市間で方向性が一致しない状況が続いておりました。そのような状況の中で、11月定例会への債務負担行為を設定する補正予算の議案提出に向けて、正副管理者会議を開催し、調整を進めてまいりましたが、新ごみ処理施設の建設予定地についても様々な意見があることから、11月定例会に債務負担行為の補正案を提出することを見送らせていただいたところでございます。その後、令和元年12月12日に開催された正副管理者会議において、構成市の長の立場において、3市で進めている新ごみ処理施設の建設事業について協議した結果、建設地等の問題から構成市間で方向性が一致しないこととなり、平成25年5月の基本合意書を白紙とし、事業を解消とすることに合意となったものでございます。

次に、2、再計画、これまでの広域の枠組み、存続の道は残されていないのかについてお答えをいたします。令和元年12月12日の正副管理者会議におきまして、新ごみ処理施設の建設事業について白紙解消が合意された後、組合では構成市と新ごみ処理施設の建設事業について、解消に向けた事前協議を行い、規約変更等の手続を進めてまいりました。規約変更に関する協議は構成市における議会での議決が必要となり、行田市においては既に議案として提出済みでございます。鴻巣市、北本市においても提出される予定であります。したがって、本組合における新ごみ処理施設の事業の存続はないものと認識して業務を進めております。なお、今後の各市の新たなごみ処理施設の建設等については、各市で検討し、進めていくものとなります。以上です。

○工藤日出夫議長 1回目の答弁が終わりました。再質問ありますか。

○9番 江川直一議員 了解しました。

○工藤日出夫議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

---

△特定事件の委員会付託

○工藤日出夫議長 次に、日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時 44分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年 月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

工藤日出夫

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

江川直一

同

黒澤健一